

鳥取市地域学校協働活動アドバイザー派遣事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市地域学校協働活動アドバイザー派遣事業の実施にあたり必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本事業は、市内のコミュニティ・スクールを導入している学校に対して、地域学校協働活動統括推進員をアドバイザーとして派遣し、その活動についての助言等を行う。それにより、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進を図り、学校と地域が連携・協働することにより共通の課題解決や目標達成に向けた持続可能な活動の推進に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) コミュニティ・スクール

学校と保護者、地域住民等で、地域の子どもの成長を支え、学校や地域の課題をどう解決すればいいかなどを話し合い、よりよい教育の実現に取り組むことを目的に「学校運営協議会」を設置し、保護者や地域住民の声を学校運営に生かしていく仕組みで、子どもの豊かな育ちを確保するとともに、地域の絆を強め、地域とともにある学校づくり、地域づくりを目指す活動をいう。

(2) 地域学校協働活動

学校と地域がそれぞれの役割と責任を持ちながら、地域全体で目標を共有し、幅広い地域住民が参画しながら、子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う活動をいう。

(3) 地域学校協働活動統括推進員

次条に規定する業務を行うことに必要な知識、経験等を有する者のうち、教育委員会が委嘱した者をいう。

(地域学校協働活動統括推進員の業務)

第4条 地域学校協働活動統括推進員は、次の業務を行う。

- (1) コミュニティ・スクールや地域学校協働活動に関する指導、助言等を行うこと。
- (2) その他、学校と地域の連携・協働に関する指導、助言等を行うこと。

(派遣の申込み)

第5条 地域学校協働活動統括推進員の派遣を希望する学校は、教育委員会に電話等で申込みできるものとする。

(派遣の決定)

第6条 教育委員会は、前条の申込みがあった場合は、内容を審査し、地域学校協働活動統括推進員の派遣が必要と認められる場合は、電話等により学校に回答する。

(費用の負担)

第7条 地域学校協働活動統括推進員の派遣に要する学校の費用負担はないものとする。

(派遣の取消し)

第8条 教育委員会は、地域学校協働活動統括推進員の派遣の決定後、当該の事業がこの要綱による派遣の目的に反するとき又は派遣の目的を達成することができない見込みであると認められたとき、学校から申込みの取り下げがあったときは、派遣の取消しをすることができる。

2 教育委員会は、前項の規定による派遣の取消しを決定したときは、その旨を地域学校協働活動統括推進員の派遣決定を受けた学校に連絡をする。

(地域学校協働活動統括推進員の責務)

第9条 地域学校協働活動統括推進員は、本事業の業務実施によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 地域学校協働活動統括推進員の派遣に関する庶務は、教育委員会事務局生涯学習・スポーツ課にて処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、制度の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月26日から施行する。

この要綱は、令和7年5月20日から施行する。